

事等、雖爲路驛、猶及此御沙汰、繁務不失寸陰之故也。

〔吾妻鏡十七〕正治三年○建仁九年七月甲寅、紀内所行景鞠足、依上皇仰下著、蓋是左金吾○賴家源依被申請也。今日到著于大膳大夫廣元朝臣亭下向間、彼朝臣所令沙汰驛路雜事等也。

〔書言字考節用集一乾坤〕海道

〔俚言集覽加〕海道 諺草、納麟傳を引、且云、今俗に陸路を海道と云はあし、街道といはんが然らん、愚按、陸路に海道の字を用ゐる事は、東海道に對して木曾海道と云、夫より轉じて凡て旅驛の公路を、海道又本海道と稱ふ、かくの如くに轉する事、俗語の常也、陸路なれば街道の文字然るべしといふは、一通りは道理のやうに聞こゆれども、實は非にて、私に充たる字也、然れども今間々に街道の文字を用ゐる書ども有り、

〔徳川禁令考五十二〕諸法度明和四亥年十二月

病人倒人等取計之儀ニ付御觸書

加納遠江守殿御渡

東海道、中山道、甲州道中、日光道中、奥州道中、右宿々旅籠屋は勿論、脇往還其外之村々ニ而宿を取候旅人煩候は、其所之役人立合、醫師を掛、療養を加置、其旨御料は御代官、私領は領主地頭江相届、五海道は道中奉行江も宿送を以致、注進右旅人早速快氣無之趣候は、其もの在所之村役人等江申遣、親類呼寄、對談之上可任存寄、若療養も不加、宿繼村繼拵に而送候儀顯におゐては、五海道は旅籠屋年寄、其餘之村々は致宿候もの、村役人共江急度御仕置可申付候、略中右之趣可相守もの也、

十二月

右之通相觸候間、可被得其意候、